

委 員 会 報 告 書

1 議会運営委員会

- ・ 本定例会の会期を 12月11日の1日間とする。

2 令和6年度江差町各会計決算審査特別委員会

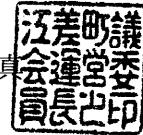
3 閉会中の継続調査申出

- ・ 議会運営委員会
- ・ 総務産業常任委員会
- ・ 社会文教常任委員会
- ・ 議会広報特別委員会
- ・ 議会改革調査特別委員会

令和7年12月2日

江差町議会議長 萩原 徹 様

議会運営委員会委員長 小野寺



委員会報告について

令和7年第4回江差町議会定例会における議会運営について、下記のとおり報告します。

記

1 開催期日 令和7年11月26日及び12月1日

2 出席者 小野寺委員長・出崎副委員長・飯田委員・室井委員（12/1欠）・西海谷委員
萩原議長・町理事者（出崎副町長）

3 協議結果

1) 審議議案等

- 委員会報告 6件
 - ・議会運営委員会〔閉会中の継続調査申し出〕
 - ・総務産業常任委員会〔閉会中の継続調査申し出〕
 - ・社会文教常任委員会〔閉会中の継続調査申し出〕
 - ・議会広報特別委員会〔閉会中の継続調査申し出〕
 - ・議会改革調査特別委員会〔閉会中の継続調査申し出〕
 - ・令和6年度江差町各会計決算審査特別委員会〔審査報告〕
- 条例改正 5件
 - ・江差町立保育所条例の一部を改正する条例について
 - ・江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - ・江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - ・江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - ・江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について
- 補正予算 5件
 - ・令和7年度江差町一般会計補正予算（第16号）について
 - ・令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第3号）について
 - ・令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - ・令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - ・令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

○ 議員発議 1件

- ・国立病院の機能強化を求める意見書の提出について

2) 一般質問通告 4名

- ・増永議員（5－6）、飯田議員（3－7）、塙本議員（4－4）、出崎議員（1－2）
小野寺議員（4－10）、田畠議員（3－5）

3) 一般質問等について

- ・一問一答方式で行い、質問回数は一問につき再質問まで、答弁を含め60分の時間制とする。
- ・議員の質問はすべて自席で行い、理事者答弁は1問目を演壇、2問目以降は自席で行う。
- ・町理事者においては、議員からの質問、質疑に対し議長の許可を得て反問することができる。
その場合、議員の答弁も含めて制限時間外とする。
- ・一般質問、議案等の質疑で、感想や要望、お礼等、一般質問や質疑から外れる発言のほか、
一般質問は事前通告制のため、再質問、再々質問についても、通告書で通告した質問主旨以外の
質疑は厳に慎むこと。

4) 会期について

- ・12月11日（木）の「1日間」とする。

令和7年12月2日

江差町議会議長 萩原 徹 様

令和6年度江差町各会計決算審査特別委員会議
委員長 塚本



委員会審査報告

本委員会に付託された審査事件について、会議規則第78条の規定により下記のとおり報告する。

記

1 審査事件

令和7年第3回定例会

- 認定第 1号 令和6年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和6年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和6年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和6年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和6年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和6年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 令和6年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 令和6年度江差町水道事業会計決算の認定について
- 認定第 9号 令和6年度江差町公共下水道事業会計決算の認定について
- 認定第10号 令和6年度江差町・上ノ国町学校給食組合会計決算の認定について

2 審査の経緯と結果

本委員会は、令和7年9月10日に設置し、10月15日、10月16日、10月17日の計4日間、委員会を開催し審査を行った。また、10月17日には、町長に対する総括質疑も併せて行ったものである。

その結果、一般会計の決算認定においては、賛成者多数により「認定」すべきものと決定され、その他全ての特別会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、江差町・上ノ国町学校給食組合会計の決算認定においては、全委員の賛成により「認定」すべきものと決定されたので報告する。

なお、次の事項について、意見・要望があったことを申し添える。

（1）技術系職員の欠員対策について

近年、江差町役場の技術系職員は、早期退職や病気休暇等により欠員状態が続いている。

また、継続的に新規採用の募集を行ってはいるが応募が無く、思うような採用となっていない事も理解するところである。

当町のみならず、全国の自治体においても同様の状態が起きている事も認識しているが、このような状況下で残された職員のみによる日常業務への対応は、非常に厳しいものと推察される。

限られた人員で、町民の安全・安心を守るとともに、多様化している住民ニーズを的確に把握し、土木行政を適切かつ迅速に展開することが求められているため、これまでの応募者を待つというような画一的な手法ではなく、工業系大学等を通じた学生へのアプローチや情報配信、人材育成型の支援など、新たな手法により人材を確保するような新たな手法について検討願いたい。

これらについては、専門的な知識・資格を有する職員を必要とする他の部署においても同様であり、それらも含め総合的な見地に立った行政組織の整備に努めて頂きたい。

（2）不適正事務等に係る再発防止の徹底について

これまで職員の不祥事や不適正な事務処理等が発生した場合、それぞれの事案に応じて、マニュアルの整備やチェック体制の強化・徹底などの再発防止策を講じたとの報告がなされているが、残念ながら同様の不備が繰り返し発生している。

組織的に対応している中で、少なからずヒューマンエラーが発生してしまう事があり、それによる再発防止策を講じたことで一定期間は効果が表れるが、その後の年数の経過により職員の意識の低下や人事異動などによる引継ぎ不足等により、それぞれの事案に対する組織的な再発防止の推進力が弱まることも想定される。

人為的ミスが繰り返される可能性があることを前提に、それぞれの部署に任せただけではなく、再発防止の取組状況を組織において定期的に確認していく仕組みも必要と思われる。

再発防止の取組が維持され、職員間にその意識が根付き、全ての職員が適正に職務を執行できるような組織体制の確保を望むものである。

以上

令和7年12月2日

江差町議会議長 萩原 徹 様

議会運営委員会

委員長 小野寺 真



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件
 - ・次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）までの議会運営に関する事項について
 - ・地方自治法第109条第3項に関する事項について
- 2 理由 調査未了につき
- 3 調査期限 調査終了まで

令和7年12月2日

江差町議会議長 萩原 徹 様

総務産業常任委員会

委員長 大門 和幸



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

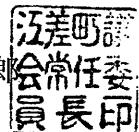
- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 1 調査事件 | ・洋上風力発電導入に向けた地域経済への影響に関する
事務調査について |
| | ・総務産業常任委員会が所管する事項について |
| | ・地方自治法第109条第2項に関する事項について |
| 2 理 由 | 調査未了につき |
| 3 調査期限 | 調査終了まで |

令和7年12月2日

江差町議会議長 萩原 徹 様

社会文教常任委員会

委員長 出崎 太郎



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 調査事件 | ・江差町における高等学校の在り方に関する事務調査について
・社会文教常任委員会が所管する事項について
・地方自治法第109条第2項に関する事項について |
| 2 理 由 | 調査未了につき |
| 3 調査期限 | 調査終了まで |

令和7年12月2日

江差町議会議長 萩原 徹 様

議会広報特別委員会
委員長 西海谷

江差町議会特別委員長印

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

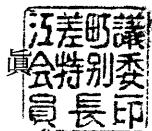
記

- 1 調査事件 • 議会広報発行に関する事項について
- 2 理由 調査未了につき
- 3 調査期限 調査終了まで

令和7年12月2日

江差町議会議長 萩原 徹 様

議会改革調査特別委員会
委員長 塚本



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第76条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件 • 議会改革調査に関する事項について
- 2 理由 調査未了につき
- 3 調査期限 調査終了まで